

藤井寺市行政改革大綱

平成10年3月

藤 井 寺 市

目 次

策定にあたって	1
第1 基本方針	2
1. 基本的姿勢	2
2. 行政改革大綱の重点項目	3
3. 大綱の推進期間	4
4. 推進のための条件整備	4
第2 重点項目の考え方と基本的方向	5
1. 行財政運営の再構築	5
2. 組織・機構の簡素合理化	8
3. 給与及び定員管理の適正化	10
4. 民間委託・OA化等の推進	12
5. 公共施設の設置及び管理運営の効率化	13
推進にあたって	14
実 施 計 画	15

策定にあたって

藤井寺市のまちづくりは、昭和58年に「緑と健康・福祉」「文化と活力」を基調とする第二次総合計画を策定し、公園・緑地の整備、浸水対策、各種の健康づくりや医療・福祉施策の充実、市民文化・スポーツの振興などに重点的に取り組んできた。また、施設面では、保健センター、図書館、市民総合体育館の改修とあわせた心技館の新設をはじめ、市民病院の増改築、市民総合会館別館内への福祉会館の整備、そして、生涯学習の場・花と緑の拠点として、アイセルシュラホールを開設するなど、いずれの施設も多くの方々に利用されており、行政サービスが市民にとってより身近に感じられるものとして、その成果をあげているところである。

一方、行政改革の取り組みについては、昭和61年3月に「藤井寺市における行財政改善の推進方針」、平成元年3月に「藤井寺市行財政改革実施計画」を策定し、以後、同方針、同実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化、給与及び定員管理の適正化、公共施設の管理運営の効率化などを推進し、現在も継続して行財政運営全般にわたる見直しを常に行っている。

しかしながら、バブル経済崩壊後の地方自治体を取り巻く財政環境は、極めて深刻な状況が続いており、本市においても、市税の伸びの鈍化や義務的経費の増加などにより、財政運営は一段と厳しさを増している状況にある。さらに、こうした社会経済情勢の変化と同時に、地方分権の推進が実行の段階に入っており、地域の総合的な行政主体である市町村の役割がますます大きくなっている。

このような状況の中で、平成8年度からスタートした第三次総合計画に基づく都市づくりの実現をめざし、市民福祉の一層の増進を図っていくためには、思い切った施策の転換、受益と負担の明確化、行財政の効率化と健全化に努めることが必要となっている。このため、これまでの行政改革への取り組みや行政事務診断の結果を活かしつつ、すべての施策の総点検を行い、厳しい財政環境の改善と時代の変化にも即応できる行政運営の再構築をめざした新たな「藤井寺市行政改革大綱」を策定するものである。

なお、本大綱は、幅広い分野からの民間委員で構成される藤井寺市行政改革懇談会から提示を受けた提言内容や市議会で設置されている行財政改革特別委員会からの意見具申、提言事項を踏まえ、庁内体制である藤井寺市行政改革推進本部や幹事会等において十分検討を重ね決定したものである。

第 1 基本方針

1. 基本的姿勢

本市においては、昭和40年代の人口急増期にあわせ、都市基盤の整備や環境、福祉、コミュニティなどきめ細かなサービスを整え、賑わいと商業施設の充実した良好な住宅地として発展し、また、多くの行政サービスを市の直営で提供している。しかしながら、本格的な高齢化・少子化社会への対応とマンパワーの確保、公共下水道事業の促進や道路整備をはじめとした都市基盤整備、これまで整備されてきた学校施設や公共施設の老朽化への対応など、都市環境をレベルアップするための課題を抱えている。平成8年度からは「緑あふれ、暮らしやすさと活気に満ちた人間環境都市」を将来像とした第三次総合計画をスタートさせ、「緑あふれるまち」「暮らしやすいまち」「活気に満ちたまち」の実現をめざしているところであるが、現下の厳しい財政状況が続く中では、従来の行財政の特徴を維持しながら、これらへの課題に応えることは極めて困難な状況となっている。

また、住民が真の豊かさを実感できる地域社会を実現していくため、市町村が住民に身近な行政を担っていくという時代の流れを踏まえ、本市としてもその具体化については、慎重に検討を重ねるとともに、地方分権の時代にふさわしい行政執行体制を確立することが必要である。さらには、より効率的な行財政運営を図るという観点から、周辺市町村と一体となって取り組むべき課題は何かという点についても検討することが求められている。

こうした状況から、簡素で効率的な行財政システムを確立するための行政改革の推進は、これからの責任ある自治体として避けて通れないものとなっている。

行政改革を進めていくにあたっては、藤井寺市が現在抱える課題のみならず、中長期的な課題を明らかにし、それらの課題に的確に対応した施策を推進するとともに、市民の立場に立った柔軟で迅速な行政サービスの提供や効果的で効率的な行財政運営の確立が必要である。このためには、厳しい財政状況からの脱却を図るための施策の思い切った見直しと、いかにサービス水準を維持し、低コストで実現するかという職員の意識改革が重要となっている。

今回の藤井寺市行政改革大綱においては、こうした社会経済情勢の大きな変化を迎える中で、行政と市民との間の責任・役割を把握し直すとともに、行財政のあり方に抜本的な再検討を加え、「最少の経費で最大の効果のある行政」の実現に向けて、次の3点の基本的な姿勢に基づく本市の行政改革を着実に推進するものである。

(1)市民に開かれた行政の推進

活力ある個性豊かな地域社会を創造していくには、市民への正確な情報提供を行い、市民の意向を十分に行政施策に反映し、市民と行政が適切な役割分担を図りながら一体となった都市づくりを進めることが重要である。また、行政手続法の趣旨や情報公開の動向を踏まえ、行政の透明性を高めることも必要である。

このため、これまで培われてきた自主的な市民参加による活発な活動や広報広聴活動の充実を図るとともに、行政手続の簡素化や情報化を進め、市民と行政との信頼関係を基礎にして、市民の立場に立った行政施策を一層推進するものとする。

(2)簡素で効率的な行財政運営の確立

最少の経費で最大の効果をあげるという行財政運営の基本原則を踏まえ、質的にも変化し量的にも増大する行政需要に対応するため、新しい施策を実施する際には既存の制度・施策・事業等を見直していく。また、サービス水準や費用負担のあり方、さらには、広域的な取り組みの検討をはじめとして、サービスの提供方法等を見直しながら、市民ニーズの変化、多様化に最も適合する施策を選択し、市民福祉の増進を図るための効果的で効率的な行財政システムを構築するものとする。

(3)適切で信頼される行政サービスの展開

地方分権の時代を迎えている中で、職員一人ひとりがその担い手として、幅広い視野と創造的な発想を持ち、市民の立場に立った適切で真心のこもった信頼される行政サービスを実現していく。また、職員の応接態度、用語等の改善や窓口事務の迅速化、利用者の安全性、利便性に配慮した公共施設の整備や運営方法の改善などを推進するものとする。

2. 行政改革大綱の重点項目

- (1) 行財政運営の再構築
- (2) 組織・機構の簡素合理化
- (3) 給与及び定員管理の適正化
- (4) 民間委託・OA化等の推進
- (5) 公共施設の設置及び管理運営の効率化

3. 大綱の推進期間

この大綱に定める重点5項目の推進期間については、平成8年12月に庁内で取りまとめている行政改革に関する中間報告に基づき、既にその取り組みをはじめているものもあるが、概ね3年～5年間とする。

また、本大綱において具体的な項目を掲げていない事項についても、行政改革推進本部において、さらに検討・協議を加えるものとする。

4. 推進のための条件整備

(1)職員の意識改革

職員一人ひとりが自らの能力開発や職務に対する自覚を養い、施策の実施にあたっては常に問題意識を持ち、市民ニーズの変化に対応できる事務処理能力を高めていく。また、市民の立場に立った創意工夫や問題解決能力の向上に努め、コスト意識のもと職務を遂行していくものとする。

(2)市民の理解と協力

行政改革は、単に行政のみの取り組みによって達成し得るものではなく、これまでのサービスのあり方の見直しなどを含めて、市民の理解と協力が必要である。

このため、行政改革の実施にあたっては、市民サービスに十分配慮しながら、その費用負担やサービスのあり方については、市民をはじめ関係諸団体及び市議会等に対して、広く理解と協力を求めていくものとする。

(3)国・府への要望

地方分権による事務移行が実行の段階に入っており、市町村にとってはこれまで以上に、市民に身近な行政体としての役割が高まっているところである。

このことから、市町村の自主性・自立性が損なわれることがないように、各種関与の緩和、補助制度の改善、地方税財源の充実強化等について、強く要望していくものとする。

第2 重点項目の考え方と基本的方向

1. 行財政運営の再構築

高齢化や少子化、国際化、情報化などの社会環境の変化が急速に進展している中で、これまでの国・都道府県・市町村の役割を見直し、住民に身近な行政は市町村が担っていくという地方分権の時代を迎え、地方自治体は大きな転換が求められている。一方、バブル経済崩壊後、依然として明らかな景気回復の兆しも見えない状況が続いており、国・地方を通じた財政運営は極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中で、時代の変化に即応し得る効率的な行財政運営を推進するため、事業開始当時と状況を異にし、その必要性が低下した事業や既に所期の目的を達成した事業等については廃止や縮小を行い、実施すべき施策の適正な選択を図っていくものとする。また、行政の責任領域の範囲を改めて見直すとともに、これまで以上に施策全般に厳しい検討を加え、より優先順位の高い事業から取り組みながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本原則として、事務事業の見直しを行っていく。

さらには、これらの事務事業の見直しと並行して、財政運営面においてもその構造を抜本的に改善し、行政経費の一層の節減はもとより、市税等自主財源の増強を図るとともに、その他特定財源の確保にも努め、健全な財政基盤を確立する。また、使用料及び手数料等については、費用対効果の説明や一定の見直し期間を明確にしながら、受益と負担の適正化を図っていく。

行政内部においては、市民への正確な情報提供を行い、市民の意向を十分行政施策に反映するとともに、事務手続の簡素化や効率化を図っていくものとする。

消防・救急、ゴミ・し尿処理、学校給食の一部事務組合については、引き続き市民サービスの向上に努める一方で、構成市との連絡・協力体制を強化し、効率的な運営を図っていく。また、周辺市町村と共通した課題に対応するにあたり、広域的な処理が適切な事務事業について検討を進めていくものとする。

[基本的方向]

①事務事業の見直し

現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政関与の必要性に留意しながら、実施すべき施策の適正な選択を図っていく。

また、所期の目的を達成した事業や新たな事業を展開しているにもかかわらず継続している事業の廃止、類似する事業等の整理統合を行う。

②行政運営の改善

市民と行政が一体となった都市づくりを進めていく上では、市民への正確な情報提供や行政の透明性を高めることが重要である。このことから、行政手続条例や情報公開及び個人情報保護制度を整備する。

③事務処理方法等の見直し

事務手続の簡素化、効率化を図るため、現行の事務処理方法の見直しや庁内での事務の標準化、情報の共有化等に努め、より正確でかつ迅速な事務処理を推進する。

④財政運営の健全化

財政運営の健全化を図るため、現下の厳しい財政状況のもと、中長期的な観点に立った計画的な財政運営を進め、徹底した歳出抑制と最善の歳入確保を図っていく。

また、企業会計や特別事業会計においても、原価や受益とサービス、事業維持費用等を定期的に点検し、経営の効率化と健全化に努める。

⑤経費の節減

行政内部経費の節減については、これまでも支出内容の点検や経常的な経費の見直しを行ってきたところであるが、今後も引き続き、歳出経費の一層の節減を図っていく。

⑥市単独補助金等の見直し

補助金等については、公益上の必要性に基づき市民福祉の増進や行政目的達成のため交付しているものであるが、その効果性、公平性、性格等を勘案した補助金・助成金の見直しを行う。

⑦使用料及び手数料の見直し

受益と負担の公平確保の原則に立ち、使用料・手数料については、一定の期間で見直しを行う。また、受益者が特定される行政サービスに対する使用料・手数料については、受益者が負担する料金と行政サービスに係る経費を様々な角度から比較検討し、受益と負担の適正化を図る。

2. 組織・機構の簡素合理化

新たな行政需要や課題に的確に対応していくためには、組織機構の見直しを行い、最も適切な推進体制を整備することが重要である。本市では、これまでも時代の変化に対応した簡素で効率的な組織体制の確立に努め、平成8年度には「第三次藤井寺市総合計画」のスタートにあわせてその推進体制を整備するとともに、組織機構の簡素合理化を図ったところである。また、多様で増大する市民ニーズに対応するにあたっては、組織間の横断的な連携を図りながら、庁議をはじめとする会議体の活用にも積極的に努めているところである。

しかしながら、市民ニーズの多様化や住民に身近なサービスを市町村が担っていくという地方分権の時代を迎えている中で、平成12年度からは市町村を保険者とする介護保険制度が施行されることとなっている。こうしたことから、今後も、市民の利便性に配慮しながら、組織の肥大化を抑制し、増大する行政需要に的確かつ柔軟に対応し得るよう、組織機構の見直しを行っていくものとする。また、出先機関や学校園等についても、設置当時との状況変化等を勘案した見直しを検討する。

一方、市政への専門的知識の導入、公正の確保及び市民意見の反映という目的で設置されている各種審議会・協議会については、その運営のあり方を再検討するとともに、簡素効率化の観点に立った見直しを行っていくものとする。

[基本的方向]

①行政組織の整理合理化

行政組織については、市政を総合的・効率的に推進するため、常に点検、見直しを行う。見直しにあたっては、市民の利便性、適材適所による人材の活用、簡素で効率的な組織体制を整備する。

②審議会・協議会の見直し

各種審議会・協議会については、市民の市政への積極的な参画により、幅広い意見や専門的知識の導入など設置目的が十分に達成されるよう運営のあり方を見直すとともに、簡素効率化の観点から類似組織の統合等についても検討する。

3. 給与及び定員管理の適正化

職員給与は、職員の生活基盤であるとともに、職員士気の高揚や人材確保の面などにおいて、人事管理上極めて重要なものである。しかしながら、公務員は全体の奉仕者であり、その財源は市民が負担していることや人件費は義務的経費として財政運営に与える影響が大きいことなどから、給与制度及びその運用については、常に適正化に努める必要がある。

このことから、引き続き給与水準の適正化を図るとともに、特殊勤務手当をはじめとする諸手当についても、手当の内容や支給額等の見直しを行うものとする。

一方、今後の行政需要の動向などに対応した必要な人員の確保や定員管理の適正化は重要な課題となっている。地方分権の時代を迎え、ますます市町村の果たす役割が大きくなる中で、公務能率の一層の向上を図り、人材を有効に活用して最大の行政効果をあげる計画的な定員管理を進めていく必要がある。

したがって、今後、新たな行政需要が発生した部門については必要な増員を図りつつ、事務事業の見直しや事務処理方法の改善等による既存部門の人員配置の見直しを行い、市民サービスの低下を招かぬよう十分留意しながら、全体として職員増加の抑制に努めていく。また、事務事業が終了した部門や行政需要が低下した部門については、それらの人員を確実に削減していくものとする。

さらに、時代の変化に沿った的確な行政を推進するにあたっては、職員一人ひとりが資質の向上、能力開発に努め、持てる能力を十分発揮しながら、より適切で信頼される行政執行体制の確立に努めていくものとする。

[基本的方向]

①給与制度の見直し

職員給与制度については、これまでも適正化に努めてきたところであるが、現下の厳しい財政状況を踏まえ、さらなる給与水準の適正化、各種手当の見直しを行う。

②定員管理の適正化

適正な定員管理を一層推進するため、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を進めていく。また、今後の行政需要等を勘案しながら、中長期的な方針に基づく定員管理の適正化を図る。

③職員の能力開発及び活性化

職員一人ひとりの資質の向上、能力開発を図るため、職員研修制度の充実や人事交流の推進などにより、高度な専門知識と幅広い見識を養っていく。

また、計画的な人事ローテーションを促進し、勤労意欲の向上と組織の活性化を図る。

4. 民間委託・O A化等の推進

厳しい財政状況の中で、多種多様化する行政需要に的確に対処するにあたっては、より一層の行政運営の効率化を図りながら、柔軟できめ細かなサービスを提供していくことが求められている。このことから、民間委託に伴う問題点等を種々検討した上で、民間委託を行う場合の一定基準を設け、民間の持つ効率性、経済性及び専門性等を活用していくものとする。なお、民間委託については、事務事業の減量化やコスト比較という観点だけではなく、適正な管理監督のもと、行政責任の確保や市民サービスの維持が図られることなどに十分留意しながら推進するものとする。

さらに、市民と行政との協働による都市づくりを進めていく上で、これまで自主的な市民参加による活発な活動が行われてきたという特色を活かしつつ、高齢者を含めた市民ボランティアの支援方策についても検討していく。

また、複雑多様化する行政事務に適切に対処するためには、事務処理の簡素化を図る必要があるとともに、O A化の推進により、庁内全体の情報を共有化し、柔軟で迅速なサービスを提供することも重要である。

このため、高度情報処理技術の進展に対応した職員の人材育成に努めながら、庁内に共通する電算システムの整備について検討を加えていくものとする。

[基本的方向]

①民間委託等の推進

複雑多様化する行政需要に即応した行政サービスを展開していくにあたり、民間活力の導入が適当な事務事業については、民間委託等を推進する。

②O A化の推進

事務処理の簡素化、効率化を図り、市民サービスをより適切で迅速に提供するため、計画的なO A化を推進するとともに、庁内L A Nシステムの整備等についても検討する。

5. 公共施設の設置及び管理運営の効率化

会館等公共施設は、地方公共団体の行政活動の中でも重要な役割を果たしているものであるが、社会経済情勢の変化に伴い、必要とされる公共施設の種類や内容、その管理運営のあり方などにも変革が求められている。

こうした中で、公共施設を新設する必要がある場合においては、その規模、施設の整備水準等を十分検討し、広域的利用の可能性や類似関連施設の複合化に努めるなど、出来る限り既存施設の多角的な有効活用を図っていくものとする。また、今後における公共施設等の老朽化への対応にあたっては、緊急度、優先度及び将来の財政負担等を考慮し、その存続についての検討を含め、計画的な整備に取り組むものとする。

一方、公共施設の管理運営については、(財)藤井寺市施設管理公社をはじめとした外郭団体を積極的に活用し、効率的な運営に努めるものとする。また、それらの外郭団体については、その設置目的や活動内容等を明らかにしながら、行政の公共性と民間企業の効率性という特徴を活かし、行政との連携のもとで積極的な事業展開を図っていくものとする。

[基本的方向]

①公共施設の有効利用

市民ニーズに沿って公共施設を新設する必要がある場合については、広域的利用の検討をはじめ、類似関連施設の複合化、機能転換や必要な機能を付加することによる既存施設の有効な活用等を図っていく。

②公共施設の管理運営

公共施設の管理運営については、利用者の立場に立ったより良いサービスを提供するため、既存の外郭団体の活用や民間委託等を推進し、効率的で効果的な管理運営に努める。

推進にあたって

この藤井寺市行政改革大綱の推進にあたっては、本大綱策定の意義と目的を職員一人ひとりが十分に自覚し、全庁的に取り組んでいくものとする。また、第三次藤井寺市総合計画とも十分に整合性を保ちつつ、実効ある改革をめざしていくために、市民生活に及ぼす影響にも十分考慮しながら、市民をはじめ関係諸団体及び市議会等に対して、広く理解と協力を求めている。

行政改革については、当面する課題や困難の解決にとどまらず、中長期的な視点に立った取り組みを行うことが重要であることから、本大綱に基づく実施項目については必要に応じて随時見直しを行いながら、その取り組み状況についても公表し、21世紀においても活気があり、市民が安心して暮らし続けることができる都市を創造していくものである。

実 施 計 画

- | | |
|---------|---|
| ◎項目の種類 | 「実施事項」＝改善・改革を実施するもの
「検討事項」＝実施に向け検討するもの |
| ◎年度欄の年度 | 「実施事項」＝実施目標年度
「検討事項」＝検討開始年度 |

1. 行財政運営の再構築

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
①事務事業の見直し				
1	自主文化事業	本事業は地域の文化振興に寄与する目的で取り組んできたものであるが、現在では多種多様に文化事業が実施されていることから、市独自の自主文化事業を縮小する。	実施事項	9年度
2	紙袋販売及び紙袋売捌補助事業	本事業はごみの紙袋詰収集の普及を目的として実施してきたものであるが、現在では袋詰収集が定着していることから本事業は廃止する。	実施事項	9年度
3	自然野外活動センターの運営のあり方	神野山、東山の両エリアの運営については利用状況等を勘案し、東山エリアの用地賃貸借契約が満了する平成9年度末をめどに見直しを行う。	実施事項	9年度
4	害虫駆除薬剤の無料配布	市内全戸への害虫駆除薬剤の無料配布を縮小する。	実施事項	9年度
5	害虫駆除薬剤の配布方法の見直し	地区を通じた配布から、市の窓口での配布に変更する。	実施事項	10年度
6	訪問看護ステーション事業の実施	高齢化社会に対応し、在宅での医療・看護をより一層充実させるため、在宅訪問医療とあわせて、訪問看護ステーション事業に取り組む。	実施事項	8年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
7	在宅福祉サービスの拡充	高齢化社会に対応し、時代の変化に適合した高齢者や介護者等に対する在宅福祉サービスを拡充する。	実施事項	10年度
8	少子化対策の充実	少子化社会に対応し、一時的保育事業への取り組みや乳幼児医療費助成制度等の子育て支援策を充実する。	実施事項	10年度
9	愛の一声訪問事業の廃止	ホームヘルプサービス事業や緊急通報システムの充実にあわせ、独居高齢者の安否確認等を目的として実施してきた愛の一声訪問事業を廃止する。	実施事項	9年度
10	敬老祝寿金の見直し	高齢化の進展に対応した各種福祉サービスの充実にあわせ、敬老祝寿金については支給対象者等の見直しを行う。	実施事項	10年度
11	健康カレンダーの廃止	従来からの個別通知や広報紙等の活用による健診等の受診率の向上に努めることにより、市内に全戸配布していた健康カレンダーは廃止する。	実施事項	11年度
12	そ族買い上げの廃止	ねずみ捕獲の買い上げについては、初期の目的が概ね達成されたことから廃止する。	実施事項	10年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
13	行事及び式典	各種行事及び式典については、実施内容を見直す方向で検討する。	検討事項	9年度～
14	イベント、講座、教室等	内容が類似しているもの及び実施方法により統合できるものについては、参加状況や対象者等を勘案し、統合等の可能性を検討する。	検討事項	9年度～
②行政運営の改善				
15	行政手続条例の制定	公正で透明な行政運営を推進するため、近隣各市とも研究調整しながら、行政手続条例を制定する。	実施事項	11年度
16	情報公開及び個人情報保護制度の確立	開かれた行政を推進するにあたり、プライバシー保護に配慮した情報公開制度を確立する。	実施事項	11年度
③事務処理方法等の見直し				
17	給与支払業務	給与支払業務の効率化と安全性確保の観点から、職員給与は全額自動振込制度を原則とする。	実施事項	9年度
18	事務処理規程の見直し	事務手続の簡素化、効率化の観点から、事務処理規程の見直しを行う。	実施事項	10年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
19	会館等公用使用料	会館等公用使用にかかる申請事務等の簡素化と改善を検討する。	検討事項	10年度～
20	押印の廃止	申請書等の押印について、可能なものについては継続して廃止していく。	実施事項	毎年度
④財政運営の健全化				
21	財政健全化計画の策定	中長期的な方針に基づく計画的な財政運営を進めていくため、財政健全化計画を策定する。	実施事項	10年度
22	財政基盤の確立	予算編成方針に基づく内部経費の抑制に努めながら、市税や保険料等の自主財源の強化を図り、財政基盤の確立に努める。	実施事項	毎年度
23	地方自主財源の強化	地方分権の時代を迎え、地方が自主的・主体的な施策展開を図るため、国や府に対して補助制度の改善や地方税の充実など、地方自主財源の強化を求めていく。	実施事項	毎年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
⑤経費の節減				
24	施設管理の委託	業務内容を考慮しながら、委託内容により入札制度を含めた改善を行う。	実施事項	毎年度
25	職員福利厚生費	職員1人当たりの福利厚生費を一定削減する。	実施事項	9年度
26	職員被服貸与	事務職については、原則的に夏服貸与を廃止し、冬服貸与期間を延長する。	実施事項	9年度
27	各種記念品	各種式典、イベント、竣工等記念品については、原則的に廃止する。	実施事項	毎年度
28	光熱水費	職員一人ひとりが節減に努め、継続して不用な電気、空調等の管理を徹底する。	実施事項	毎年度
29	住民活動災害保障保険	団体活動時等における各種災害保障保険への加入について、同保険加入の一元化を原則とする。	実施事項	毎年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
⑥市単独補助金等の見直し				
30	市単独補助金の見直し	市単独補助金については、一律削減を含めた見直しを行う。	実施事項	9年度
⑦使用料及び手数料の見直し				
31	公共施設等の使用料	現行使用料の適用時期を勘案し自然野外活動センター、市民水泳プール、市立テニスコート使用料を改定する。	実施事項	9年度
32	火葬場及び祭壇等使用料	市営火葬場にかかる維持管理経費等を勘案した改定を行う。	実施事項	9年度
33	住民票等の手数料	現行手数料の適用時期や近隣市の状況も勘案した改定を行う。	実施事項	9年度
34	境界明示手数料	現行手数料の適用時期を勘案した改定を行う。	実施事項	9年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
35	幼稚園保育料	現行保育料の適用時期や府下の状況も勘案した改定を行う。	実施事項	9年度
36	道路占用料	現行占用料の適用時期等を勘案した改定を行う。	実施事項	10年度
37	多量の一般廃棄物処理手数料	現行手数料の適用時期等を勘案し、組合三市で調整しながら改定を検討する。	検討事項	10年度～
38	一般廃棄物処理等許可申請手数料	現行手数料の適用時期や近隣市の状況を勘案した改定を行う。	実施事項	12年度
39	各種講座、教室等の受講料	受益と負担の観点から、実費負担等の適正な負担について検討する。	検討事項	10年度～
40	保育所保育料	児童福祉法等の改正に伴う保育料基準の見直しを踏まえた保育所保育料の改定を検討する。	検討事項	10年度～
41	ごみ収集の有料化	ごみ投入量の減少と自己責任の観点から、ごみの種類を考慮した有料化について、関係機関とも調整しながら、中長期的な課題として調査研究する。	検討事項	10年度～

2. 組織・機構の簡素合理化

N0	項 目	内 容	種 類	年 度
①行政組織の整理合理化				
1	第三次総合計画の推進体制の整備	第三次総合計画の推進体制を整備する。	実施事項	8年度
2	組織機構の簡素合理化	第三次総合計画の推進体制の整備とあわせて、組織機構の簡素合理化を図る。	実施事項	8年度
3	係制の縮小	行政事務に柔軟に対応するため、事務内容を踏まえた少人数の係を縮小する。	実施事項	8年度
4	支所業務の見直し	現行支所の利用状況も勘案した支所機能の見直しを行い出張所への機能転換又は業務廃止の方向で検討する。	検討事項	10年度～
5	時代に即応した組織機構の見直し	市民ニーズの変化・多様化や行政需要の動向に即応し、常に、出先機関等を含めた必要な組織機構の見直しを検討する。	検討事項	9年度～
6	部・課・系の整理統合	多様な市民ニーズに柔軟に対応するにあたり、組織の機動性を確保するため、部課系の整理統合を検討する。	検討事項	10年度～

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
②審議会・協議会の見直し				
7	審議会・協議会の研修	各種審議会・協議会の宿泊研修については、原則的に廃止する。	実施事項	9年度
8	審議会・協議会の運営	幅広い分野からの意見を反映するにあたり、運営方法や女性委員の拡大を含めた委員構成等の見直しを行う。 また、市職員については委員として就任しない方向で検討する。	検討事項	9年度～
9	審議会・協議会の統合	設置目的、審議内容等が類似するものについては、統合等の可能性を検討する。	検討事項	10年度～

3. 給与及び定員管理の適正化

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
①給与制度の見直し				
1	特別職等の定額旅費の廃止	市長・助役・収入役・水道事業管理者及び教育長の定額旅費を廃止する。	実施事項	9年度
2	特別職等の調整手当の縮減	市長・助役・収入役・水道事業管理者及び教育長の調整手当を縮減する。	実施事項	10年度
3	時間外勤務手当の縮減	時間外勤務手当については配当枠内での執行を遵守徹底し、手当総枠の縮減を行う。	実施事項	9年度
4	大阪府内出張時の日当の廃止	職員の大阪府内への出張時における日当を廃止する。	実施事項	9年度
5	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の種類、支給基準、支給額等を見直しを行い、手当総額を削減する。	実施事項	10年度
6	管理職手当の見直し	現下の厳しい財政状況を鑑み、管理職手当の支給率の引き下げ等を行う。	実施事項	10年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
②定員管理の適正化				
7	職員定数の見直し	組織機構の簡素合理化とあわせて、総職員定数を削減する。	実施事項	8年度
8	定員適正化計画の策定	今後の行政需要の動向や財政状況を勘案し、中長期的な定員適正化計画を策定する。	実施事項	10年度
9	臨時職員等の有効活用	臨時職員、嘱託員については、雇用理由を踏まえた雇用方法、雇用期間等を十分検討し、有効な活用を図る。	実施事項	毎年度
10	小・中学校校務員の民間委託等	小・中学校校務員については、1校当たり2名のうち退職時に1名を民間委託、嘱託員等で対応する。	実施事項	毎年度
11	職員定数条例の改正	職員総数の増加を抑制していくため、職員条例定数総数の一定削減と各事務部局間の流動的な定数の運用について検討する。	検討事項	10年度～

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
③職員の能力開発及び活性化				
12	政策形成能力の養成	企画立案、実施、評価、分析といった政策形成能力を養成するため、長期的な視点に立った研修制度を充実する。	実施事項	毎年度
13	人事交流の推進	高度な専門知識や幅広い見識などを養うため、継続して大阪府等との人事交流を推進する。	実施事項	毎年度
14	人事ローテーションの促進	勤労意欲の向上と組織の活性化を図るため、在職年数や職務内容を踏まえた計画的な人事ローテーションを促進する。	実施事項	毎年度
15	職員意識の活性化	職員意識の高揚等を図るため、職員提案制度、自己申告制度、研修体系のあり方などについて再検討する。	検討事項	9年度～

4. 民間委託・OA化等の推進

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
①民間委託等の推進				
1	民間委託の検討	事務事業の効率化を図る観点から、藤井寺市施設管理公社の活用を含め委託が可能な事務事業について検討する。	検討事項	9年度～
②OA化の推進				
2	庁内電算化計画の策定	市民サービスの向上と効果的な電算システムを構築していくにあたり、庁内電算化計画を策定する。	実施事項	9年度
3	庁内LANを利用したシステム構築	複雑多様化する情報を迅速かつ効率的に処理していくため、庁内全体に共通するシステムから導入に着手する方向で検討する。	検討事項	9年度～
4	OA研修の充実及び人材育成	高度情報処理技術の進展に対応した研修制度を充実し、人材の活用を図る。	実施事項	毎年度

5. 公共施設の設置及び管理運営の効率化

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
①公共施設の有効利用				
1	市立福祉会館の開設	本市における地域福祉活動の拠点として、市立福祉会館を市民総合会館別館内に整備する。	実施事項	8年度
2	学校開放の推進	市民の利用ニーズに対応し小・中学校の運動場、体育館等については、継続して開放を推進する。	実施事項	毎年度
3	既存施設の多目的利用	新たな施設整備にあたっては、既存施設や余裕教室等の有効活用を推進する。	実施事項	毎年度
②公共施設の管理運営				
4	藤井寺駅南駐車場の管理運営	藤井寺駅南駐車場の管理運営を藤井寺市施設管理公社へ委託する。	実施事項	8年度
5	市立福祉会館の管理運営	市立福祉会館の管理運営を社会福祉協議会へ委託する。	実施事項	8年度

NO	項 目	内 容	種 類	年 度
6	市立老人福祉センターの管理運営	市立老人福祉センターの管理運営については、社会福祉協議会への委託を検討する。	検討事項	10年度～
7	藤井寺市施設管理公社の活用	公共施設等の管理運営については、施設管理公社の体制整備を進めるとともに、業務範囲を広げ計画的な活用方策を検討する。	検討事項	9年度～